

議案第 7 1 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 1 月 2 8 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 0 年板橋区条例第 2 0 号）
の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）」に改める。

付則第 3 項から第 5 項までを削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等業務手当の特例を廃止するほか、所要の規定整備をする必要がある。